

習志野市第2期地域福祉計画 (素案)

令和2年3月
習志野市

市長あいさつ

目次

第1章 計画の策定にあたって

| | |
|------------------|---|
| 第1節 計画策定の背景..... | 1 |
| 第2節 関連施策の動向..... | 2 |

第2章 計画策定の基本事項

| | |
|-----------------------|---|
| 第1節 計画の位置付けと法的根拠..... | 4 |
| 第2節 計画の策定方法..... | 6 |
| 第3節 推進体制の確保..... | 8 |

第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

| | |
|-------------------------|----|
| 第1節 習志野市の概況..... | 9 |
| 第2節 地域福祉を取り巻く本市の課題..... | 12 |
| 第3節 計画推進者の役割..... | 15 |

第4章 計画の基本姿勢

| | |
|------------------|----|
| 第1節 計画の基本理念..... | 17 |
| 第2節 計画の基本目標..... | 18 |

第5章 目標別の施策の展開

| | |
|----------------------------------|----|
| 基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち..... | 20 |
| 基本目標2 認めあい、支えあい、助けあえるまち..... | 32 |
| 基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち..... | 44 |
| 基本目標4 ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち..... | 53 |

資料

| | |
|------------------------------|----|
| 第1節 策定協議・検討に係る資料..... | 59 |
| 第2節 習志野市地域福祉計画策定地域会議..... | 59 |
| 第3節 習志野市地域福祉計画策定庁内検討委員会..... | 59 |
| 第4節 社会福祉法（抜粋）..... | 59 |

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

(1) 策定の趣旨

近年、わが国の人口は平成20(2008)年をピークとして、それ以降は減少に転じています。その背景には少子高齢化という人口構造の変化がありますが、習志野市(以下、「本市」)においても団塊世代が老年人口に達した平成24(2012)年に高齢化率が大きく上昇し、超高齢社会を迎えています。また、病気や障がい、経済的事情等により支援を必要とする方も増加しています。

これらの人々は、かつては家族や地域内での相互の助け合いによって支えられていましたが、現代社会においては家族や地域内における人間関係が希薄化したことにより、助け合いの仕組みの構築が困難な状況になっています。また、ライフスタイルが多様化し、価値観が複雑化した現代では、孤立死やひきこもり、虐待といった新たな問題が発生しています。それに伴い、地域福祉のニーズは年々拡大しており、従来の行政主体の支援では対応しきれない状況となっています。

本市においても少子高齢化の傾向にあり、地域のコミュニティー意識が希薄化していることから、高齢者を中心とした生活支援を必要とする人々の増加が予想されます。

そこで、このような新たな問題に対処し、拡大した福祉ニーズへ対応するためには、行政による「公助」のみではなく、個人や家族で解決する「自助」、個人や家族で解決できない問題には、近隣における相互の助け合いや、地域・関係団体が関わって解決していく「共助」が不可欠であり、「自助」「共助」「公助」が一体となった重層的な福祉政策を推進していく必要があります。

そのため、本市では、本市全体の地域福祉を促進するための指針として、令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする「習志野市第2期地域福祉計画」(以下、「本計画」)を策定しました。

(2) 第1期計画の理念の継承と発展

第1期計画は、福祉事業の取りまとめや周知の役割を果たしてきました。

令和2(2020)年度からの第2期計画では、前計画の理念を継承するとともに、取組の成果や課題を検証し、より実践的な計画とします。

なお、本計画は、地域のさまざまな生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取組を定めるもので、自助・共助・公助の概念のもと、行政運営の方針であると同時に、自治会等の地域団体、関係機関にとって、活動を推進する上での基本的指針となります。

第2節 関連施策の動向

(1) 国の動向

1. 地域共生社会の構築

国は「地域課題の解決力の強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」を掲げ、「地域共生社会」の実現を目指すとしています。この実現のためには、市民の暮らしと生きがいを生み、地域をとともに創っていく社会の形成が必要となります。

2. 分野別政策の動向

近年、本格的な少子高齢化の進展や核家族化を主な要因とした家庭機能の変容による地域社会の変化を背景として、地域の中での昔ながらの結びつきが弱まり、身近な市民同士のコミュニケーション不足が指摘されています。そのため、市民の福祉ニーズが増大、多様化しています。

これまで国においては、平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、この法律のなかで「地域福祉の推進」を基本理念とした市町村地域福祉計画の策定が示されており、その後も様々な通知が示されました。

平成24年に示された「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」においては、近年増加する孤立死の対策として、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援を行うにあたって、関係部局・機関との連携を深め、より有効と考えられる方策等を積極的に推進するように示されています。また、生活に困窮しながらも、生活保護や他の制度の受給対象とならない制度の「狭間」に当たる人々の増加に対応するため、平成27年4月には「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

さらに、平成28年7月には「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を立ち上げ、地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現に向けた取組の検討が進められています。

■ 地域福祉に関する国の主な動き

| | 動向 | 内容 |
|-------|---|--|
| 平成12年 | 社会福祉法改正 | 「社会福祉事業法」から名称変更し、「利用者の立場に立った社会福祉制度の実現」と「時代の要請に応える福祉サービスの充実」を基本理念として改正されました。主な内容のひとつに「地域福祉の推進」を掲げており、市町村地域福祉計画の策定について明文化されています。 |
| 平成24年 | 厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 | 近年増加する孤立死の対策として、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援を行うにあたって、関係部局・機関との連携を深め、個人情報の取り扱いに留意しながら、地域の実情に応じて、より有効と考えられる方策等を積極的に推進するよう通知を出しました。 |
| 平成25年 | 災害対策基本法等の一部を改正する法律 | 市町村長による高齢者、障がい者等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿の作成と関係者への情報提供などが盛り込まれました。 |

第1章 計画の策定にあたって
第2節 関連施策の動向

| | 動向 | 内容 |
|-------|--|--|
| 平成25年 | 生活困窮者自立支援法制定 | 生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるため制定されました。 |
| 平成26年 | 厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」 | 社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を受けて生活困窮者への支援を行う生活困窮者自立支援法が平成27年に施行されました。この新たな制度において、地域福祉を拡充していくことが重要であることから、計画に盛り込むよう通知を出しました。 |
| 平成28年 | 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 | 地域のあらゆる市民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりや、その取組の支援と公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の相談支援体制の整備を実現化するために設置されました。 |
| 平成28年 | 社会福祉法改正 | 「社会福祉法人制度の改革」と「福祉人材の確保の促進」を主として改正されました。 |
| 平成29年 | 厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」 | 社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針に関する補足説明、社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等について、通知を出しました。 |

■高齢者福祉に関する国の主な動き

| | 動向 | 内容 |
|-------|-----------------------------------|--|
| 平成30年 | 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 | 高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるように改正されました。 |

■障がい者福祉に関する国の主な動き

| | 動向 | 内容 |
|-------|--|---|
| 平成28年 | 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 | 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として施行されました。 |
| 平成30年 | 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 | 障がい者が自らの望む地域生活を営むことができ、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため改正されました。 |

■子ども・子育てに関する国の主な動き

| | 動向 | 内容 |
|-------|-------------------|---|
| 平成26年 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律 | 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として施行されました。 |
| 平成27年 | 子ども・子育て関連3法 | 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとして施行されました。 |

■保健に関する国の主な動き

| | 動向 | 内容 |
|-------|-----------|---|
| 平成28年 | 自殺対策基本法改正 | 自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止や自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいをもちながら暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。 |

第2章 計画策定の基本事項

第1節 計画の位置付けと法的根拠

(1) 計画の役割と法的根拠

1. 地域福祉計画〔市町村〕

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定により、市町村が行政計画として策定するものであり、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにする計画となります。

また、地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。

なお、本計画は社会福祉法の改正等に伴い地域福祉の推進に関する事項として、以下の事項を一体的に定めます。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に揚げる事業を実施する場合には、同項各号に揚げる事業に関する事項

※ ①⑤については、平成30年の社会福祉法の改正に伴い、地域共生社会の構築に資する内容として追加されました。

さらに、厚生労働省の策定指針により下記の事項を、計画に盛り込みます。

- ◇地域での要援護者に係る情報の把握・共有、安否確認方法（平成19（2007）年通知）
- ◇高齢者等の孤立の防止を踏まえた有効な対応（平成22（2010）年通知）
- ◇生活困窮者へのセーフティネットの強化・生活支援（平成26（2014）年通知）
- ◇地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（平成29（2017）年通知）

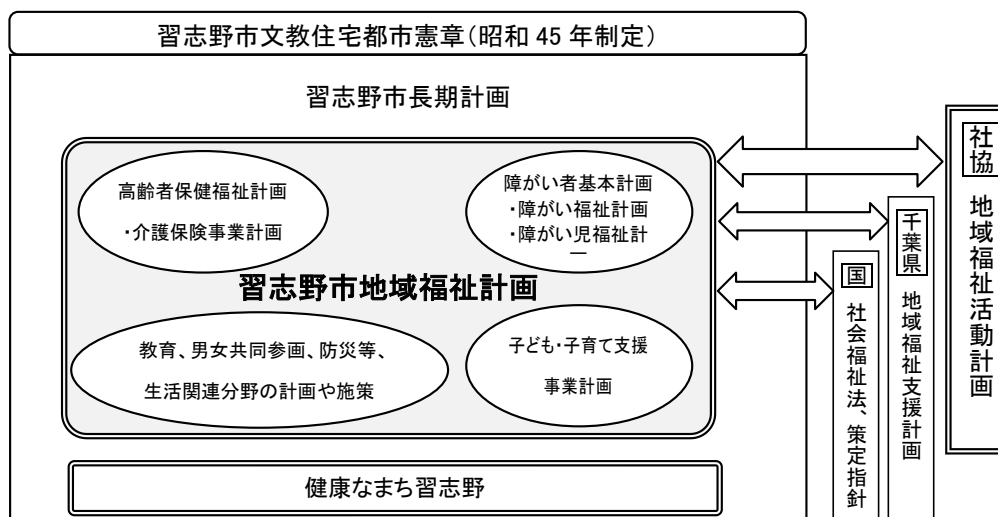
※ 「生活困窮者へのセーフティネットの強化・生活支援」については、生活困窮者自立支援法の施行（平成27年4月）に伴い追加され、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」については平成30年の社会福祉法の改正に伴い、地域福祉分野における地域共生社会の推進に資する内容として追加されました。

(2) 計画の期間

本計画の実施期間は、本市の長期計画（後期基本計画）に合わせ、令和2年度から令和7年度までの6年間とし、長期計画の見直しとともに、改訂を行うこととします。

(3) 上位計画及び関連計画との整合性

本計画は社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。
なお、本計画の推進に当たっては、習志野市長期計画及び専門的な分野別計画との整合性を図るものとします。

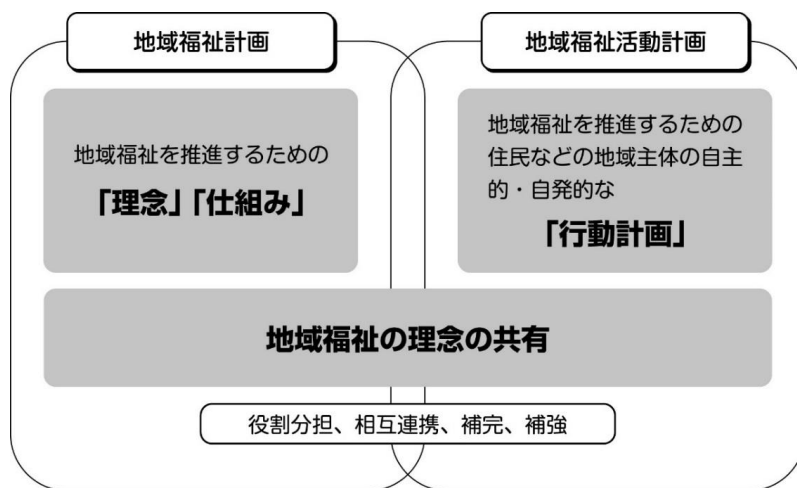


(4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

本市が策定する地域福祉計画と、社会福祉協議会（以下「社協」）が策定する地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げながら、それぞれの立場において役割を担い、かつ相互に連携することで、福祉の両輪として、本市の地域福祉を進展させていくための計画となります。

そのため本計画においては、地域住民や地域の多様な主体が、地域社会の課題を主体的に解決するために参画できる仕組みを構築していくことが求められることから、本市においても、国の動向を踏まえながら、地域共生社会の実現を目指します。

■ 本計画の関連イメージ



第2節 計画の策定方法

(1) 策定の体制

庁内において関係各課との調整、基本理念・目標、事業量の設定等を行うほか、次の通り、計画案の検討を行いました。

▶ **策定に係る作業事務局の設置【素案作成】**

計画策定作業等は健康福祉政策課が事業内容を精査し、素案を作成しました。

▶ **実務担当者による調整【素案検討・調整】**

関係各課との施策の調整を行うほか、施策等の検討・課題の整理を行い、横断的な施策の検討を行いました。

▶ **習志野市地域福祉計画策定地域会議の設置【素案協議】**

計画策定にあたり、市民参加の推進を図る観点から地域住民、地域の支援者及び福祉の関係団体の代表等による委員で構成する地域会議で素案の協議を行いました。

▶ **習志野市福祉問題審議会への諮問**

本計画について福祉問題審議会に諮問し、答申をいただきました。

(2) 市民意見・当事者意見の把握

本計画策定に係るアンケート調査は実施していませんが、他の各種計画策定時のアンケート調査結果を活用し、市民意見の反映を行いました。

▶ **市民からの意見・要望の収集**

平成30年度長期計画の改定時に行った市民意識調査のアンケート結果を課題の抽出や施策の取組に活用しました。また、パブリックコメントを実施し、市内の公共施設への配架、また広報やホームページにより広く公表し、市民からの意見を聴取しました。

▶ **議会への報告**

パブリックコメントの実施前に市議会に報告しました。

第3節 推進体制の確保

(1) 推進体制の構築

本計画は、計画が策定された後も、計画が市民・関係組織等に十分周知されているか、計画に従って施策が確実に遂行されているか、施策は十分な効果を上げているか等の観点からチェックし、適宜見直していくことが重要です。

また、市の取組を総合的に評価し、事業をより効果的なものとするため、計画の進捗管理体制の強化を図ります。

1. 庁内体制の構築

地域福祉計画は高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援をはじめ、防犯・防災やまちづくりなど、様々な個別の施策が総合的に推進されていくことが必要であるため、評価についても庁内各課・係の垣根を越えた検証が必要となります。

施策ごとの取組と課題を明確にし、様々な視点から現状分析を行い、本計画の基本目標ごとに横断的に庁内評価を進めます。

2. 本市と社協との連携の強化

社協では、毎年地域福祉活動計画も含めた「社協事業全体の事業実績」を理事会・評議員会において報告していますが、本計画との整合の上、総合的な評価が必要となります。

市の理念を踏まえた事業運営を目指すとともに、地域活動団体等の意見を積極的に収集して、市民の視点を反映した評価システムの構築を検討していきます。

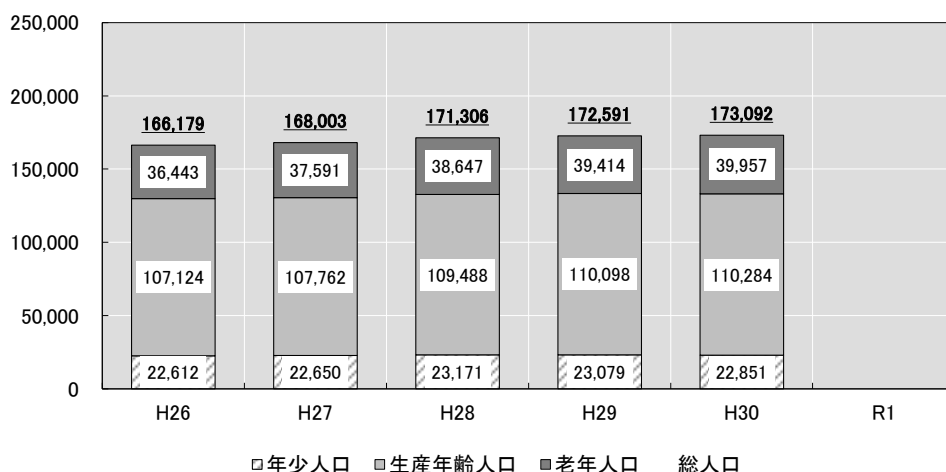
第3章 習志野市の福祉を取り巻く状況

第1節 習志野市の概況

(1) 人口動向

本市の人口は、増加して推移しており、平成30年には173,092人となっています。内訳としては、年少人口が減少傾向にありますが、転入者の増加により生産年齢人口が増加しています。

□ 総人口と区分別人口の推移（人）



出典：市民基本台帳人口（各年9月末）

※ 人口3区分は年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、高齢人口（65歳以上）を指す。

区分別人口構成比をみると、超高齢社会を迎えた本市でも引き続き老年人口が増加していますが、年少人口・生産年齢人口ともに微減で推移しています。

□ 区分別人口構成比の推移（%）

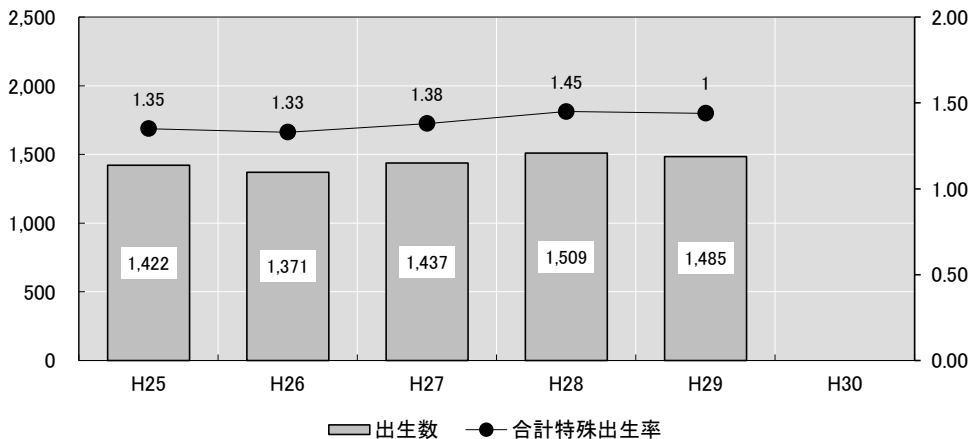
| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|--------|------|------|------|------|------|----|
| 年少人口 | 13.6 | 13.5 | 13.5 | 13.4 | 13.2 | |
| 生産年齢人口 | 64.5 | 64.1 | 63.9 | 63.8 | 63.7 | |
| 老年人口 | 21.9 | 22.4 | 22.6 | 22.8 | 23.1 | |

出典：市民基本台帳人口（各年9月末）

(2) 子ども

全国的な少子高齢化の中で、本市においては出生数は平成28年に1,509人と増加傾向にあり、合計特殊出生率も1.45まで回復しており、ほぼ横ばいで推移しています。

□ 出生数と合計特殊出生率の推移（人）

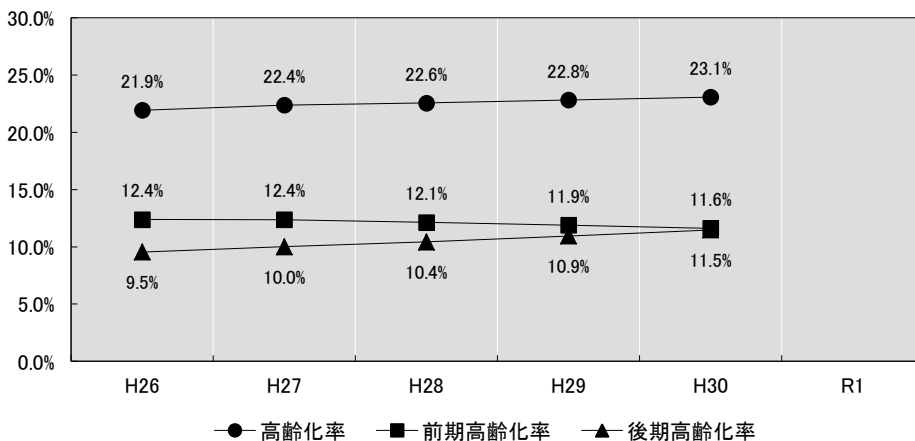


出典：千葉県衛生統計年報

(3) 高齢者

本市では超高齢社会（高齢化率 21.0%以上）を迎えています。若年層の転入により、高齢化率の上昇は鈍化しています。しかし、平成30年には前期高齢化率と後期高齢化率が交差しており、高齢者に占める後期高齢者が増加しています。

□ 高齢化率等の推移（%）

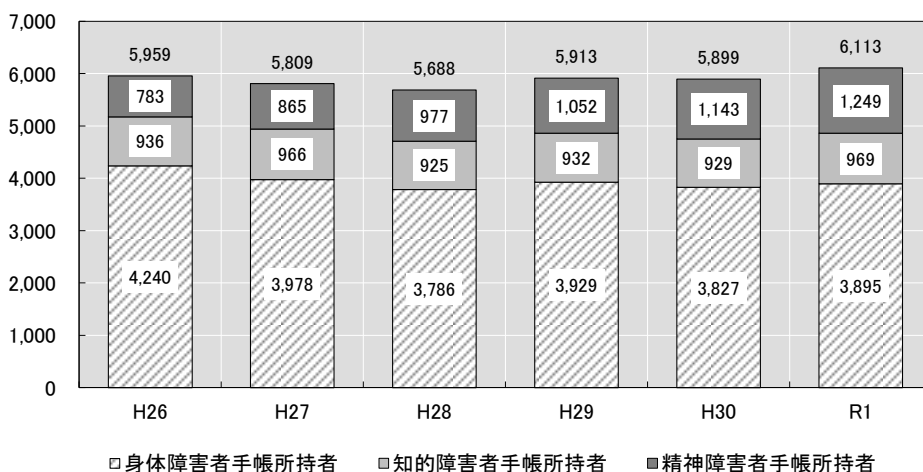


出典：市民基本台帳人口（各年9月末）

(4) 障害者

障害者手帳所持者は全体としては増加して推移していますが、内訳をみると身体障害者手帳所持者が減少し、精神障害者手帳所持者が増加しています。

□ 障害者手帳所持者数の推移（人）

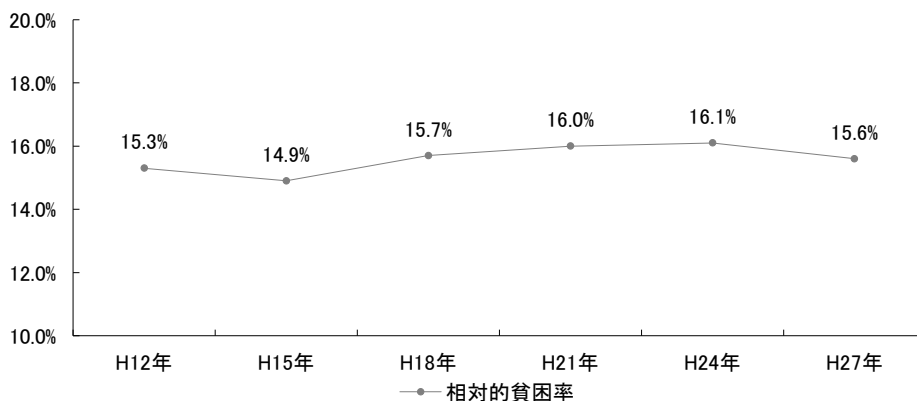


出典：千葉県障害者福祉推進課（各年3月末）

(5) 生活困窮

全国の貧困率は平成27年時点で15.6%となっており、貧困問題が我が国全体での社会問題となっています。

□ 全国の相対的貧困率の推移（%）



出典：国民生活基礎調査の概況

第2節 地域福祉を取り巻く本市の課題

(1) 地域の現状を踏まえた課題

1. 子ども

出生数は、ほぼ横ばいで推移しており、全国的な動向とは異なっていますが、一方で女性の社会進出に対する就労と育児の両立が社会的課題として挙げられていることから、本市においても、引き続き就労と育児の両立を支援する施策が重要となります。

今後、子育てと就労の両立ができる社会への取組、保育に係る待機児童対策、また、ひとり親世帯への支援など、安心して産み育てられるための、子育て支援施策を強化していく必要があります。

2. 高齢者

高齢化率をみると、すでに超高齢社会に達しており、今後、国・県の高齢化率に近づくものと予測されます。それに伴って、要支援・要介護認定者も増加していくと予測されます。

また、世帯構成の変化によって、高齢夫婦世帯や単身世帯が増加傾向にあり、高齢者の閉じこもりや孤立死等に関する対策が必要となります。そのためには、事業者や行政のサービス提供だけでなく、市民や地域が一体となった、地域での支え合いの仕組みである地域包括ケアシステムを構築することが重要となります。

3. 障がい者

障害者手帳所持者の人口に占める割合は年々増加しており、中でも精神障がい者の増加率が高くなっています。

障がい者が地域で自立した生活を営むためには、障がい者に対するサービスを適切に提供するとともに、市民一人ひとりの理解や支援を得て、地域の一員として認め合うことのできる環境づくりが必要となってきます。

併せて、バリアフリー化を推進する等のハード面の環境整備や障がい者の就労支援について民間業者への理解促進、健常者に対して障がいに関する理解を深められるような啓発活動等を図っていくことが重要となります。

(2) 福祉の現状を踏まえた課題

1. 地域のつながりの希薄化に対応する福祉意識の醸成

全国的に地域のつながりの希薄化が問題視されているなか、本市では近所付き合いや自治組織、社協支部の活動が活発に行われていますが、マンションや集合住宅の増加から、若い世代の自治組織への加入率向上が課題となっています。

本市の市民意識調査（H30.長期計画改定時）では、「仕事」や「家庭の場」以外で活動している人は約2割となっており、多くの市民が「家事や仕事、学業等の事情」により参画できていない状況にあります。一方で、「今後活動してみたい」と考える市民も約2割います。

このような市民の意識が実際の地域における交流につながるよう、自治組織への加入や地域の交流の場づくりについて、継続して取り組んでいく必要があります。また、社協が市内全16支部で実施している「ふれあい・いきいきサロン」と、地域住民が取り組んでいる交流の場「地域サロン」の実施規模、拠点数を拡大します。これらの取組による、各地域内の結びつきの強化と、地域参加機会の提供を通じて、地域福祉活動の担い手の確保につなげていきます。

2. 身近な生活課題の増加に対応する地域の課題解決力の強化

近年、生活スタイルの変化等を背景に、地域でのつながりの弱まりが全国的に問題となっており、地域での暮らしにおける「社会的孤立」や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援など、様々な問題が顕在化しています。本市においても、高齢単独世帯、障害者手帳所持者、生活保護世帯等、支援を必要とする人が増加している状況であり、地域住民一人ひとりが、地域の課題を「我が事」と考え積極的に活動できる、助け合い・支え合い体制の構築が不可欠となっています。

本市の市民意識調査（H30.長期計画改定時）では、「まちづくりを行う人材育成のための研修や講習会など、学習の機会を充実させる」ことが協働型社会を進めるうえで重要とされており、助け合い・支え合い体制の構築のためには、まず人材不足の状況を改善していくことが不可欠となっています。

本市では、地域における福祉活動の担い手として、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域福祉リーダーの育成に取り組んでいますが、担い手不足や高齢化が課題となっていることから、市内企業やサービス提供事業者に対する社会貢献活動への働きかけ等、若い世代を巻き込んでいくことが引き続き重要となっています。

また、社協と連携し、必要に応じて適切に専門的機関に繋ぐ、橋渡し役としての機能を持ったコミュニティソーシャルワーカーの活用を検討していく必要があります。

3. 複雑化する福祉ニーズに対応する包括的な支援体制の構築

近年、介護と育児に同時に直面する世帯など、個人や世帯単位において複数分野の課題が絡み合って複雑化しており、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度では対応が困難になるケースが浮上しています。

そのため、地域の実情に応じて、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮といった分野をまたがり、身近な地域で複合的な課題を「丸ごと」受け止める場として、福祉、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに関する多機関が連携した包括的な支援体制の構築が求められています。

一方、本市の意識調査（H30.長期計画改定時）では、市民協働に必要な施策として、「まちづくりへの市民参画（まちづくり会議等）の促進」「市民協働にかかわる市民、市民活動団体、企業、学校と市の連携・交流」「町会、自治会活動の支援」が上位を占めており、本市では自治組織等の役割が大きいことがうかがえます。

今後も、町会、自治会等の組織と連携し、関係組織の多職種連携を図るとともに、地域の協力を得ながら、各制度の改革に伴う福祉サービスの充実に対応していく必要があります。加えて、社協を中心とする福祉関係団体等と連携し、包括的な支援体制を整備していきます。

地域住民等自らが他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備を進めていきます。

第3節 計画推進者の役割

(1) 自助・共助・公助による取組

本計画では、市民、地域、福祉団体・事業者、社協及び行政の協働で、ソーシャル・インクルージョン（社会的包容）に向けた取組を進めます。

ソーシャル・インクルージョンとは、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支えあうという理念です。

また、地域福祉の推進にあたっては、市民、団体、行政、社協などが、それぞれの役割を果たしながら、「自助」、「共助」（互助）、「公助」を重層的に組み合わせ、互いの協力のもと、地域福祉を推進していくことが必要となります。

上記の理念に基づき、地域福祉の推進におけるそれぞれの役割を次のとおりとします。

1. 自 助

◇ 市民の役割（市民：個人、家族）

市民は、まちづくりの主体であり、地域福祉推進の主体です。地域をはじめ行政、社協の活動・行事等に主体的に参加して、地域の課題に対して積極的に意見や要望を発信する役割があります。

また、地域福祉社会の一員として、地域の課題に関心を持ち、人との絆を大切に、やさしさと思いやりの心でつながるよう努めます。

2. 共 助

◇ 地域の役割（地域：町会・自治会等、まちづくり会議、隣近所、自主防災組織、老人クラブ等）

都市化、核家族化等の影響により地縁的つながりが希薄となっていく中において、地域には、個人や家庭だけで解決することが難しい問題を発見・解決し、住みやすい地域社会をつくる重要な役割があります。

特に、町会・自治会等やまちづくり会議の自治組織は、地域のまとめ役として、行政が把握しにくい福祉ニーズを集約することができます。また、行政が対応できない部分を補ったり、地域住民の福利厚生を提供したりする役割を果たします。

さらに、社会的孤立、家庭内での虐待等の深刻な生活課題に対する最も身近な拠り所として、地域福祉を推進する役割があります。

◇ 福祉団体・事業者の役割

福祉団体：民生委員・児童委員、高齢者相談員、介護相談員、母子保健推進員、障がい者地域共生協議会、当事者団体、福祉ボランティア団体、NPO法人等
事業者（福祉事業者）：介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、福祉事業を実施しているNPO法人等
（民間事業者）：企業、一般事業者

多くの福祉団体・事業者が、専門的知識と技能を生かし、福祉ニーズが多様化する中で、率先して地域福祉を推進しています。

福祉団体・事業者は、地域に根差したきめ細かい活動を展開して、親身になって市民の不安の解消を図るとともに、個々の市民ニーズを充足するため、連携しあって新しいサービスを創造する役割もあります。また、利用者一人ひとりにあった専門サービスを提供するとともに、地域住民の一人として、地域の福祉交流等の活動に積極的に参加します。

◇ 習志野社協の役割

社協は、公共性・公益性の高い、市民に最も身近に関わる社会福祉法人として、地域福祉を推進する中心的役割を担っています。

行政が法制度に基づいてサービスを提供するのに対し、社協は福祉の手助けが必要でありながら「制度と制度の隙間」であるがゆえに行政からのサービス提供が難しいニーズに対し、サービスを実施、または創出します。

そして、社協は行政とともに、福祉の両輪の一つとして、関係団体・地域住民の活動のリーダーとしての役割を担います。

3. 公 助

◇ 行政の役割

行政は、市民ニーズを的確に捉え、効率的・効果的な公共サービスを実現しなければなりません。本市の現状を踏まえ、かつ将来を見据えた行政計画を策定し、施策の効果、負担のあり方についても検討し、公平・平等の原則に基づき必要なサービスを計画的に提供します。

さらに、市民協働でソーシャル・インクルージョンに向けた取組を進めるため、これまで本市に築かれた豊かな福祉資源である市民、地域、福祉団体・事業者、社協と調整・連携しながら、地域福祉を推進する役割を担います。

第4章 計画の基本姿勢

第1節 計画の基本理念

(1) 基本理念設定の考え方

近年の社会福祉政策は、「協働」による地域福祉の推進を重点的に捉えており、本市に関わるあらゆる分野にかかわる人の連携、協働が求められています。

連携、協働にあたっては、市民の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会（地域共生社会）の形成を目指すことが重要となります。

この方向性を踏まえ、本市では第1期計画の基本理念を踏襲しつつ、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指し、施策推進に取り組めます。

(2) 基本理念

人は誰しも、住み慣れた地域で人と人との絆を深めながら、心身ともに健やかで、笑顔に満ちた生活を送りたいと願っています。

この、すべての市民の望みを実現するためには、年齢、性別、あるいは障がいの有る無しにかかわらず、すべての市民が、地域の一員として社会参加を続けることができる包容力のある地域、そして、互いを認めあい、受け入れることのできるやさしさのある社会を醸成していかなければなりません。

そのためには、社会的に弱い立場にある人の人権を守り、地域の一員として包み、支えあい、あらゆる人の存在価値を認める「ソーシャル・インクルージョン」に向けて取り組むとともに、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を地域住民の皆さんとともに進める必要があります。

本市では、基本構想の将来都市像として掲げる「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を受け、福祉行政においては、「住み慣れた地域で心身ともに健やかに、笑顔に満ちた生活を送りたい」という市民の願いを実現させるため、あらゆる世代が健康で笑顔で暮らせるまちづくりを基本的な政策の一つとして位置づけています。

従って本計画では、すべての市民がともに生き、支えあうやさしさのあるまちづくりの方向性を明確にし、それに向けた市民や行政の行動を具現化する必要があると考え、本市の目指す地域福祉社会の姿として、以下のように掲げます。

すべての市民が、地域の一員として互いに支えあう、

包容力とやさしさのあるまち

第2節 計画の基本目標

(1) 基本目標設定の考え方

計画の基本理念の実現に向けて、効果的に取り組むため、本計画においては、以下の4つの基本目標を掲げ、施策を分類し、体系化しました。

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

- ◇ 福祉サービスを必要とする地域住民は、日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる地域社会を構成する一員です。
- ◇ すべての市民が自らの生活行動を制限することなく自己決定する権利が尊重されるまち、言い換えれば主体的に社会参加できる、自立した生活を送るために必要なサービスが整っているまちを目指します。

基本目標2 認めあい、支えあい、助けあえるまち

- ◇ 誰もが社会参加できるまちは、市民一人ひとりが多様な生活課題をお互い認め、受け止めて共に活動できる、支えあい、助けあいのあるまちです。
- ◇ すべての市民が地域の一員として自己実現でき、さらには地域での活動の担い手として生活するためには、地域社会の全構成員が相互に理解しあい、協働することが必要です。ひいては地域の活力につながります。

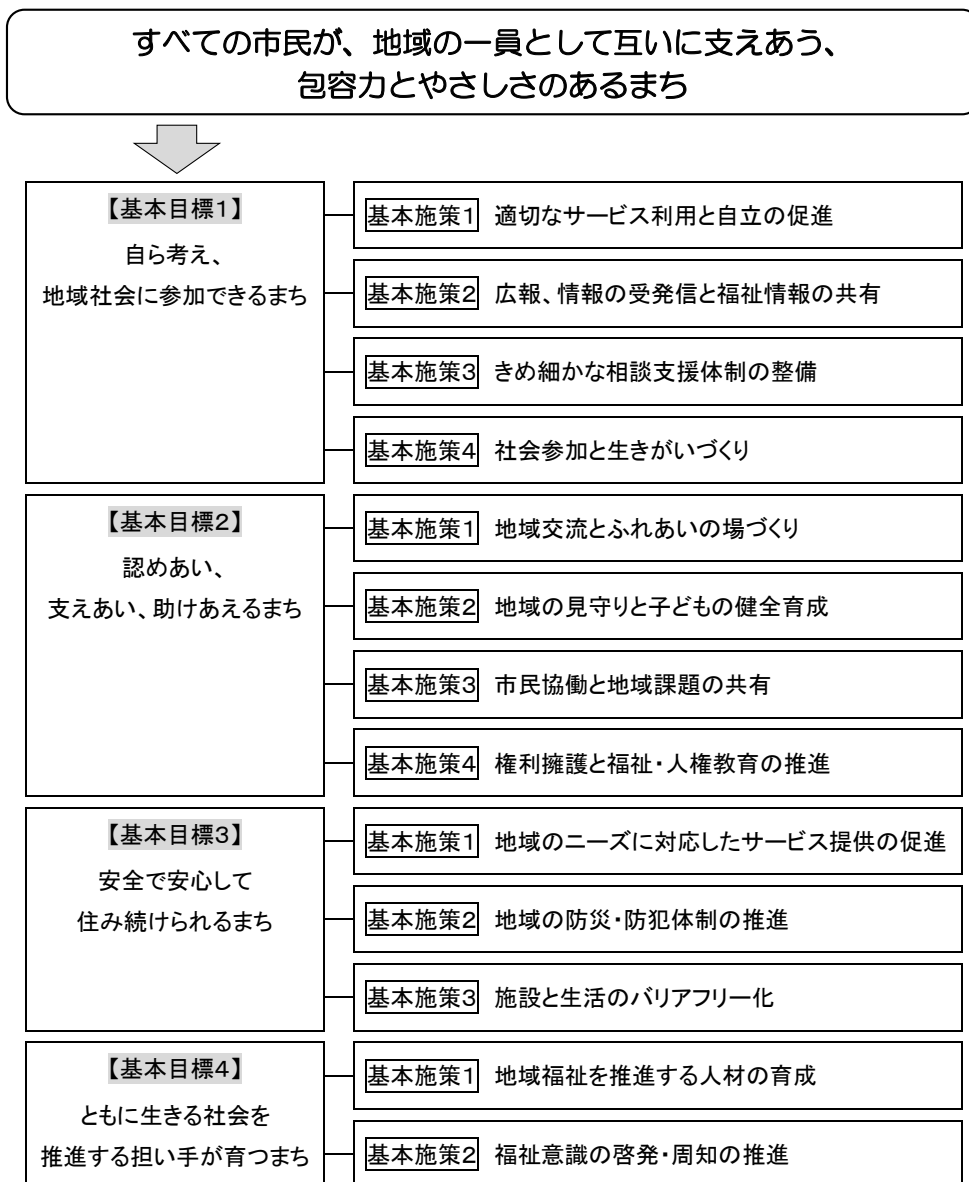
基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

- ◇ 社会生活の中で配慮が必要な人に、合理的な配慮がなされていることが、地域で生活するための第一歩であり、自立した生活につながります。
- ◇ バリアフリー等のハード面としての生活環境の整備の他、さらに地域のつながりや各団体等の活動等のソフト面の配慮も加わることによって安全で安心なまちをつくり、すべての市民が住み続けたいと思うまちを目指します。

基本目標4 ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

- ◇ 地域福祉計画のめざす社会を実現するためには地域における活動を支える担い手が必要です。担い手である関係機関や各団体等の連携・活動のネットワーク化によって活動を活発化するとともに、新たな担い手も育つまちを目指します。
- ◇ そのための福祉教育の機会や地域福祉に関する理解を広げるためのきっかけをつくり、本市の地域性に基づいた福祉文化の創造・発展につなげます。

(2) 施策の体系



第5章 目標別の施策の展開

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

基本施策1 適切なサービス利用と自立の促進

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- 生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者への包括的な支援が求められており、包括的な支援として、個人に向けた支援の他に、地域ネットワークの強化・社会資源の開発などの環境づくりが求められています。
- また、生活困窮者は、長期間の離職や多重債務、住まい、家族関係、障がい、傷病、ひきこもり、介護など、多様かつ複合的な問題を抱えていることも多く、地域で孤立している場合もあることから、支援の対象となる方の把握や包括的な支援が重要となっています。
- 高齢者の増加に伴い、要支援認定者については一部のサービスが介護予防・日常生活支援総合事業へ移行されました。これにより、従来以上に地域や各種団体等による支援のあり方が求められています。特に団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域包括ケアシステムを具体化することが急務とされています。
- 障がい者差別解消法の施行に伴い、障がい福祉分野における地域共生社会の実現が求められているとともに、障がい者虐待防止法による障がい者の権利擁護についても一層の充実が求められています。
- 子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉の各分野において、医療ニーズは高い割合を占めるものであり、各分野と医療分野との連携が求められます。
- 社協では生活支援事業の対象とならない方への支援活動として、市民助け合いをもとに、支え合いサービス事業を実施し制度間の狭間をつなぐ取組を行っています。

□ 施策の考え方

- 高齢者や障がい者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする人に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、これらの人が、地域で暮らすことができるよう施策を構築し、展開します。
- 障がい者差別解消法が施行されたことに伴い、障がいのある人もない人もともに暮らせる社会づくりが求められており、本市においても地域共生の理念に基づくサービスの実施を図ります。
- 地域医療との連携促進、医療環境の充実化に取組、誰もが安心して暮らしていける地域づくりに取組みます。
- 生活困窮者の自立に向け、庁内外の様々な関係機関や地域ネットワーク等との連携を深めながら、一人一人の課題や状況に応じた適切な支援が図られるよう、生活困窮者自立支援法に基づく各種支援方策を計画的に推進します。
- 社協や各団体などとの連携をさらに深めるとともに、これまでの枠組みにとらわれず、福祉、保健、雇用、教育、住宅、産業など多方面にわたる分野及び地域住民の協力を得ながら、生活困窮者の支援を通じた地域づくりを行います。
- 特定教育・保育施設等の整備にあたっては、市民のニーズの把握を行い、需要量に応じた特定教育・保育施設を整備し、適宜実績値と需要量の補正を行い、特定教育・保育施設の確保策を講じます。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 障がい者の日常生活での不便や、改善要因等を発見した場合、関係機関や地域と連携し、その解消に努めます。
- 生活困窮や法制度等への理解を深め、支援が必要な人への情報提供に努めます。
- 自分に合った福祉サービスを選べるよう、福祉サービスの知識を持つよう努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 状況に応じ、必要な機関へつなぎ、自立支援に努めます。
- 福祉サービスが必要と思われる市民が適切なサービス利用によって、より快適な生活が送れるよう、行政等の関係機関と連携します。
- 利用者のニーズに合ったサービスを提供できるよう市と連携し、新しいサービスの導入や質の向上を目指します。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）を通じて、判断能力が不十分な人が適切なサービスを受けながら地域で安心して暮らせるよう支援を行います。また、本事業を、より一層活用していただけるよう、周知に力を入れます。

《公助》 市 が取り組むこと

(追) 生活困窮者自立支援法が定める、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給をはじめ、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な支援を実施します。

(追) 生活困窮者自立支援制度について周知啓発するとともに、生活困窮者の実態と課題の把握・分析を行い、支援の充実を図り、市民や専門機関との連携による自立支援を行います。

コメント [変更理由1]: 生活困窮者自立支援法に基づき施策の展開が追加されたことにより、その方向性を示すため追加する。

コメント [変更理由2]: 同上

(ア) 介護保険制度等の高齢者保健福祉サービス、障害福祉サービス、子育て支援のサービスについて、法に基づき適正に提供するとともに必要なサービスが適宜利用できるよう市民へ周知します。また、福祉・保健・医療の分野だけでなく、就労・住宅等、幅広い生活関連分野との連携に取り組めます。

(イ) 施設や病院で生活する障がいのある人が、地域での生活へ移行できるよう、居住支援や福祉サービス提供体制の充実に取り組めます。

(ウ) ひまわり発達相談センター、あじさい療育支援センターを中心に、子どもの支援にあたる施設や幼稚園、保育所、学校、子どもの関連施設等と連携・交流を図り、障がい児支援の向上に取り組めます。

(エ) 障がいのある人の就労支援を推進するためには、雇用主となる事業者の障がいに対する理解を深めることが重要となります。習志野商工会議所及び習志野市商店会連合会等の協力を得ながら、障がい者の就労に関する啓発や理解の促進に取り組めます。併せて就労を支援する障害福祉サービス等の利用を促進します。

(オ) 働くことに悩みを抱えるニート等の若者の職業的自立を支援するため、NPO法人等が国と地方自治体と協働して運営する「若者サポートステーション」等就労支援の情報を収集し、提供します。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

基本施策2 広報、情報の受発信と福祉情報の共有

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- 地域には、子育てをしている人やひとり暮らし高齢者等で悩みや不安を抱え、誰にも相談できず、また、必要な情報が入手できない人が増える傾向にあります。そのため、そうした人々に対し、気軽に相談できる環境の整備や、必要な情報を適切かつわかりやすく、より効果的に提供する体制の整備が求められています。
- 様々な媒体を通じた情報提供体制の充実や、身近な相談窓口の整備・充実に取り組んでいますが、情報提供を効果的に行えているかが課題となります。
- 必要な情報が必要としている人に届き、気軽に困りごとを相談できるしくみをつくるためには、社協や関係機関、団体等と緊密に連携し、情報の共有化を図るとともに、安心して相談できる窓口づくりに努めることが重要となります。

□ 施策の考え方

- 地域に暮らす誰もが情報を得られる環境にあり、地域内で情報が共有されるなど、地域全体に情報が行き届く提供体制を構築します。
- 福祉サービスを必要とする人にわかりやすく情報提供することで、サービス利用の拡充を図ります。また、福祉サービスを円滑に切れ目なく受けられるよう、福祉サービス事業者や医療機関、行政、地域内福祉関係者との連携を密にしていきます。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 日頃から必要な情報の収集を行います。
- 身近な場所での集まり等に参加し、情報の交換・共有を行います。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 地域のニーズを踏まえ、地域福祉の推進に役立つ情報・知識の提供を行います。
- 広報紙や地域の団体等から発信される情報を共有し、必要な人に速やかに伝えます。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- 広報紙「ふくし習志野」やホームページを活用しながら、社協が相談窓口であることの周知に取組みます。また、相談内容をしっかりと受け止め、関係機関と連携を図りながらその生活課題の解決を図る相談支援体制の充実を図ります。

《公助》 **市** が取り組むこと

(ア) 一人ひとりの状況とタイミングにあった情報提供の方法（「広報習志野」、市ホームページ、防災無線、パンフレット等の印刷物、他）を検討するとともに、福祉情報をわかりやすく、ユニバーサルデザインや配布方法等に十分配慮します。

(追) 障害者総合支援法及び障害者差別解消法等の法趣旨・理念に基づき各種事業を実施するとともに、市民や地域、団体、事業者等へ広く周知啓発に努めます。

(追) 図書館での録音図書や大活字図書の充実や、文字情報を音声化した「声の広報」、点字化した「広報習志野」の作成など障がいのある方への合理的な配慮に努めます。また、障がいの理解に向けて、啓発講座の実施、障がい者団体や障害福祉サービス事業所の活動等の情報を、市ホームページ等で発信します。

(イ) 手話及び要約筆記は、聴覚障がいのある人のコミュニケーション手段として重要な役割を果たしています。今後も手話通訳者及び要約筆記者の計画的な養成に取組、聴覚障がい者の社会参加を支援します。

(ウ) 災害発生等の緊急時の対応を含め、障がいのある人へ直接、迅速に映像や音声等による情報が伝達できる仕組み及び情報通信技術を活用した新たな伝達手法についての検討に取り組めます。

(エ) 介護保険制度、障がい福祉制度に関する情報等については、事業所からサービス利用者へ情報が確実に伝達されるよう、事業所に対する説明会を実施します。また、サービスが必要な利用者に必要な情報が届くよう、相談しやすい環境を整えます。

(オ) 妊娠中から子育てのそれぞれの時期に合わせた子育て情報を、「すこやか習志野っ子ファイル」「子育てハンドブック」等を用いて提供します。

コメント [変更理由3]: 障害者総合支援法及び障害者差別解消法等の基本原則を障がい者福祉サービス全体の理念とするため追加する。

コメント [変更理由4]: 上記に基づき、市のサービス、施策の推進における「合理的配慮の必要性」を示すため追加する。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

基本施策3 きめ細かな相談支援体制の整備

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- 「相談」は、各サービスや団体との連携の第1段階であり、利用者にとっては「最初の窓口」となることから、相談体制の構築と機能の強化は、利便性の向上を図る上で常に求められる課題となります。
- 行政の相談窓口は専門分野ごとに分かれているものの、周知が不十分であることからどこに相談したらよいかわからないと感じる人が多い状況です。総合的に相談できる窓口を整備していくことが必要です。
- 特に福祉に関する相談はケースが多様化し多岐にわたるため、適切な対応とともに、迅速な関係機関への連携が求められます。
- 情報を取得する方法が多様化したとはいえ、いまだに行政情報の取得は広報紙やホームページのニーズが高く、適切な紙面構成や、情報発信の工夫が求められます。

□ 施策の考え方

- 相談体制の構築は、社協を中心とした各種団体や関係各課との連携が不可欠であり、窓口対応の迅速化や簡素化などに努め、必要とされる適切なサービスへの案内を行います。
- 適切な情報発信を図るため、市民や地域ニーズの把握や、必要とされる情報の簡素化など、利用者の利便性を考慮した情報発信に努めます。
- 市と社協が連携をしながら、地域生活課題について、複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等に対応が難しい場合、それらを多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制の構築に向けて検討します。
- 地域共生社会の実現のために育児、介護、障がい、生活困窮、またこれら複合的な課題を抱えた世帯全体を包括的に受け止める相談支援体制づくりを構築し、市全体の課題解決力の強化を目指します。
- 市役所などの窓口来訪時や、活動の場として利用頻度のある公民館などの施設での活動の機会を活用し、効果的な情報発信に努めます。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 広報紙や回覧板等を活用し、地域内における情報の収集や伝達を図りながら、地域の連携強化に努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 相談を受け付けた場合、適切な対応を図るとともに、対応が困難なケースは、他の機関へ連絡し、連携を図るよう努めます。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- 広報紙「ふくし習志野」やホームページを活用しながら、社協が相談窓口であることの周知に取組みます。また、相談内容をしっかりと受け止め、関係機関と連携を図りながらその生活課題の解決を図る相談支援体制の充実を図ります。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

《公助》 市 が取り組むこと

(追) 介護、障害、困窮、子育てなど分野を問わず、ワンストップで相談支援を行う包括的な相談支援拠点を設置します。

(追) 社協と連携し、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を活用し、制度の狭間において必要な支援を受けられない人の課題解決に向け取り組みます。また、地域での見守りネットワークや相談支援機関と連携を図りながら、支援を必要とする人を必要なサービスにつなげていきます。

(ア) 高齢者相談員による、見守り対象者の把握や相談員の活動内容の整理を進め、地域包括支援センターとともに地域での高齢者の見守り体制の強化に取り組みます。

(イ) 障がいのある人への相談窓口を充実することにより、個々の障がいに応じたきめ細かな相談を身近な地域で受けられるよう体制の整備を図るとともに、相談支援に関わる職員の資質の向上に取り組みます。また障がい者相談員、民生委員・児童委員、障がい者団体等と連携し、相談支援に関する情報や課題の共有化を図るとともに、基幹相談支援センターの設置の検討を行い、相談支援体制の充実に取り組みます。

(ウ) 特別支援教育の内容を充実させるため、教員の資質向上に努めるとともに、各児童生徒に個別の教育支援計画を作成し、それぞれの子どもにあった計画的な支援に取り組みます。また、通常学級担任、特別支援教育コーディネーターに向けた研修を実施し、多くの教員へ特別な支援を要する子ども達の理解を図ります。

(エ) 総合教育センターにおける相談機能の充実を図るため、ひまわり発達相談センター等の関係機関との連携を図ります。また、発達障がい、不登校等多様化する相談業務に対応する専門職の配置に努め、総合教育センターの機能充実に取り組みます。

(オ) ひまわり発達相談センターでは、発達障がいのある子どもをはじめとした成長・発達に課題がある児童と保護者の相談支援の充実を図るとともに、ペアレントメンターの活用やピアカウンセリングの実施等保護者間の繋がりをつくり、対象児童の家族支援に取り組みます。

(カ) 各障がいの分野に専門性を有する相談支援事業者との連携強化を図り、相談支援が必要な障がいのある人の把握と発見及び適切なケアマネジメントを提供できるように努めます。また民生委員・児童委員や地域の協力のもと、相談支援が必要な障がいのある人の把握と発見に取り組みます。

(キ) 安心して子育てができるよう、子育てに関する情報提供や子育て相談を行う、こどもセンター・きらっ子ルームの周知を図ります。また、必要に応じて専門の相談機関と連携しながら個々の家庭に応じた支援に取り組みます。

コメント [変更理由5]: 社会福祉法の改正を踏まえ、包括的な支援体制の整備に係る取組として、新たに追加する。

コメント [変更理由6]: 同上

第5章 目標別の施策の展開
基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

- (ク) 妊産婦及び乳幼児を対象とした健康相談、健康診査事業において、子育て等に関する相談に対応し、必要な情報を提供します。
- (ケ) 様々な家庭の育児不安に対応するため、一人ひとりの子どもの置かれた状況の多様性を社会的に尊重し、個々のケースに対応した相談・支援を行います。加えて虐待の未然防止・早期発見・対応の体制を強化し、すべての子どもと子育て家庭が自立し、安心して暮らせるよう支援の充実を図ります。
- (コ) 生活保護受給者、税金や保険料の公共料金の滞納者や滞りがちな人、その他の生活困窮者に対し、早期に、包括個別的で適切な助言・援助ができるよう窓口の充実を図ります。また、ライフライン事業者と連携し、料金の滞納等により供給停止を受けている、または受ける恐れのある潜在的な生活困窮者に対しても、援助が可能となるよう関係機関との情報の共有化に取り組めます。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標1 自ら考え、地域社会に参加できるまち

基本施策4 社会参加と生きがいづくり

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- 障がい者の社会参加の促進として、特に就労分野でのニーズが高まっており、企業や事業主への意識啓発や、就労の機会づくりが求められます。
- 市民が地域のつながりの重要性を意識し、積極的に交流をすることができるよう、地域の行事やイベント等への参加を促進し、ふれあいや交流活動を通じて地域の絆を深める必要があります。

□ 施策の考え方

- 地域における日常的な交流を促進するきっかけづくりとして、場や機会の充実に取組、市民が世代を超えた支え合い・助け合い活動に取り組むことができるよう、世代間交流の促進や身近に集まることのできる仕組みづくりを推進します。
- 障がいのある人とない人、地域や団体との交流の機会づくりを図るとともに、日ごろからのふれあいなど、日常生活での交流の機会づくりに取組みます。
- 若者や子育てをしている親が、身近な地域で福祉活動に関心を持ってもらえるようなきっかけづくりや気軽に活動を体験できる機会をつくります。その他、生きがいづくり教室等を充実し、退職者世代、高齢者の社会参加への意識を高めていきます。
- 地域を基盤に活動する団体やボランティア等が活動しやすい環境を整備するとともに、関係機関との連携を強化することで、地域活動・ボランティア活動を促進します。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持つように努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 地域の団体や福祉事業者等が連携し、活動成果の共有などを図り、ともに地域福祉の推進組織として、福祉活動への取組に努めます。
- 就労の機会づくりや、障がい者の就労支援に積極的に協力し、働きやすい環境づくりに努めます。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- 地域福祉活動に参加意欲のある団体や個人に対して、市内16か所で展開している社協支部活動や市民活動団体の取組例を示しながら、社会参加やいきがづくりの支援をしていきます。

《公助》 **市** が取り組むこと

- (ア) 多様化する市民のニーズに応えられる魅力的な講座やカリキュラムを公民館、市民向けの講座等で提供します。また新たな利用者・参加者を確保するため、講座の実施については、多くの人が参加できるよう日時・場所・保育等に配慮します。
- (イ) 習志野市民カレッジでの講義の内容及び進め方等、更なる充実を図り、卒業生への情報提供に努め、学びの成果を活用できる基盤整備の充実に取り組めます。
- (ウ) 市の広報紙や市ホームページを活用した情報提供の他、サークル活動等を集約し、窓口でも情報提供できる体制を整え、多くの市民の参加の促進に取り組むほか、障がいのある人を支援しているサークル活動等の取組について積極的に周知します。
- (エ) 年齢や障がいの有る無しに関係なく文化・スポーツ活動への参加が促進されるよう、コミュニケーション支援や社会参加促進の場の提供等に取り組めます。
- (オ) 高齢者の持つ知識や技能を、さらに生かすつ、生きがいやふれあいを楽しめるよう、「さくらの家」や「芙蓉園」での指定管理者の特性を生かしたサークル活動の促進とシルバー人材センターへの支援に取り組めます。
- (カ) 高齢者の就労だけでなく、社会奉仕活動の場の提供、高齢者の生きがいづくりや健康維持の役割を担うシルバー人材センターの活動を支援します。
- (キ) 性別や障がいの有無を問わず社会参加や参画、職場訓練等の場の整備に取り組めます。また、障がい者の一般就労の経験者と就労を目指す人の交流会等を実施し、就労上の課題の抽出に取り組めます。
- (ク) 特別な支援を必要とする子どもたちに対して、自立と社会参加を促進するため、個別の教育支援計画に基づき、長期的な視点をもって個々のニーズに合った支援を進めます。また教職員等に対する研修により、特別支援教育に関する一定の知識・技能を身に付けた職員の数を増やし、インクルーシブ教育システムの構築を目指します。

コメント [変更理由7]: 内容が「社会参加」と「生きがいづくり」に係るものであるため、目標1-1から本項に移動する。

コメント [変更理由8]: 同上

基本目標2 認めあい、支えあい、助けあえるまち

基本施策1 地域交流とふれあいの場づくり

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- 地域共生社会の実現に向けては、市民や地域への意識啓発、理解促進が不可欠であり、交流の機会づくりや周知活動等の充実を図る必要があります。
- また、年齢や性別、障がいの有無、国籍等に関係なく、誰でも自由に訪れ、時間を過ごす中で、人との交流が持てたり、ちょっとした共感や助け合いが生まれたりするような居場所や交流の場づくりを支援していく必要があります。
- 本市では、社協を中心に高齢者の「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」、障がい者に対する各種支援事業など、交流やふれあいの場を設けるための事業を実施してきましたが、地域との接点や地域づきあいが減少している中、ニーズの高い事業や拠点活動を通じた関係作りが重要となります。

□ 施策の考え方

- 地域福祉活動は、地域内における世代を超えた市民同士の交流がその下地となるものです。こうした交流が活発に行われるように、その舞台となる地域に開かれた場所や拠点が、有意義に活用されるように取組みます。
- 地域や団体との交流の機会づくりを図るとともに、日ごろからのふれあいなど、日常生活での交流の機会づくりに取組みます。
- サロンや公民館活動などを通して、日ごろの居場所づくりを推進し、日中独居、地域からの孤立といった状況の解消を図ります。
- 地域の居場所づくりにあたっては、地域の団体や、市民との協働による活動・運営に努め、地域に応じた居場所の確保を図ります。
- 公共施設再生基本条例に基づき、地域や市民ニーズに即した施設配置を行います。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 交通手段が少ない場所を活動拠点にする場合、集合や活動内容への配慮に努めます。
- 多様な活動で利用できるよう、施設の適正な管理・利用に努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 地域の団体間の連携を図り、より多くの利用者の交流の機会づくりに努めます。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、ひとり暮らし老人食事サービス事業等の社協支部活動を通じて、地域交流とふれあいの場の充実を図ります。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標2 認めあい、支えあい、助けあえるまち

《公助》 市 が取り組むこと

- (ア) あらゆる世代の健康づくりや様々な活動、憩いの場となる公園や緑地を、安心・安全に利用できるよう整備の推進を図るとともに、市民参加による公園等の維持管理や花壇づくり等、緑を支える市民活動の推進に取組みます。
- (イ) 「高齢者ふれあい元気事業」、地域・世代間交流の場となっている町会・自治会等の行事、サロン活動等社協の支部活動の広報周知を強化し、より多くの地域の方々に参画していただけるよう取組みます。
- (ウ) 地域が高齢者を敬愛すると共に、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加することで多くの高齢者が地域の方々とふれあうことを目的とした「高齢者ふれあい元気事業」を町会・自治会等が広く実施できるよう支援していきます。
- (追) 本人やその家族、地域住民等の誰もが集まれる場であり、認知症に関する様々な困りごとを専門職に相談したり、情報交換できる場であるならしのオレンジテラスの設置支援をします。
- (エ) 世代や障がいを超えてすべての人がふれあうイベントである「福祉ふれあいまつり」、障害福祉サービス事業所の開催イベント、物品等の販売、福祉交流スペース・ふれあいゾーンの活用等により、地域における新たなふれあいやつながりの創出と周知に取組みます。
- (オ) 幼稚園・保育所・こども園を地域に開放する等、孤立しがちな子育て家庭の負担軽減を図るほか、こどもセンター・きらっ子ルームの充実等に取り組む、子ども同士のふれあい、保護者同士の交流、育児情報の提供の場づくりに取組みます。併せて育児サークルの育成・交流等の支援に取り組みます。
- (カ) 乳幼児を連れて、安心して外出できる環境を整えるため、授乳やおむつ交換ができる場である子育て応援ステーションとして、事業所等の協力を得て、子育て家庭を地域で支える機運の醸成に取り組みます。

コメント [変更理由9]: 厚労省の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の策定により、本市における認知症支援施策の取組を追加する。

基本施策2 地域の見守りと子どもの健全育成

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- 普段から地域をよく知ることや、近所付き合いをし、お互いの顔の見える人間関係を築いておくことが「互助・共助」へとつながり、地域における支え合いの強化につながります。しかし、高齢化の状況は地域毎に異なるほか、一戸建ての多い地域やマンション等の集合住宅が多い地域など、さまざまな地域特性があります
- 現に社会から孤立していたり、ともすれば孤立するおそれのある世帯については、行政機関における情報や地域における重層的な見守り体制を通じて把握し、適切な支援につなげていく必要があります。
- 子育てを取り巻く環境が変化する中で、安心して生み育てられるよう、子育て支援の充実が求められます。
- 育児の不安や悩みを抱える子育て家庭が増えていることから、普段の暮らしの中での地域や隣近所による支え合いや、相談体制、保護者同士の交流の機会づくりなど、不安や悩みをひとりで抱えない環境づくりが求められます。

□ 施策の考え方

- 社協を中心に、社協支部や構成団体等との連携を強化し、地域課題の収集、解消法策の検討、支援の体制づくりなど、包括的な支援のあり方を検討します。
- 子育て支援は、家庭のみならず、地域や保育・教育施設、その他の事業所等による多様なサービスが求められており、本市においても利用者の利便性を考慮したサービス提供のあり方を検討します。
- 放課後や休日の子どもの「居場所」づくりや、「学びの場」づくりを支援し、子どもの健全な育成と併せて、保護者や地域の交流、世代間の交流等を図ります。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 子どもや保護者への日ごろからの見守り、日常生活の中での声掛けなど、地域で子どもたちを支える環境づくりに努めます。
- 地域活動への子どもや保護者の参加を促進し、世代間の交流を深めるとともに、子どもたちが活動に興味を持つための機会づくりに努めます。
- 生活困窮者の情報を共有し、行政や専門機関などにつなぐとともに、地域で支えるための取組を検討します。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 子育てと就労のワーク・ライフ・バランスに留意した団体運営、経営に努めます。
- 子どもや、その保護者の団体活動への積極的な参画を促し、地域活動への参加促進に努めます。
- 子どもの様子や体調の変化などから、虐待や学校でのトラブルが心配される際、また、子育て世帯での異変を把握した際は、行政等の適切な機関との連絡・連携を行うように努めます。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、ひとり暮らし老人食事サービス事業等の社協支部活動を通じて、地域交流とふれあいや見守り活動(ゆるやかな安否確認)等を行います。

《公助》 市 が取り組むこと

- (ア) 高齢者見守りネットワークとして、民間事業者や地域住民等、多くの人による見守り活動が引き続き行われるよう、事業の周知啓発に取り組めます。
- (イ) 徘徊のおそれのある人には、介護保険の関係事業者、制度ボランティアと連携を図り、介護保険サービスや徘徊探索機の利用を勧める等、徘徊による行方不明を事前に防ぐよう取組めます。また警察とも連携をとりながら広報活動に努め、より速やかに発見できるようにします。
- (追) こどもセンター、きらっくルーム職員全員を「子育て支援コンシェルジュ」として配置し、子どもに関する相談を受けるとともに、子育てに関する情報提供を行うことで、より身近な場所での子育て支援を推進します。
- (ウ) 子育ての不安や負担感が高まる中で、地域との連携を図りながら親子がふれあうことの大切さを伝えます。それとともに子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談でき、子育て世帯の孤立化を防ぐため、ファミリー・サポート・センターや交流の場の利用を通し、地域のつながりをもつことを推進します。
- (エ) 家庭や地域の子育て力の低下や地域のつながりの希薄化が懸念される中、地域やボランティアの支援を得ながら地域による子育て支援を推進し、地域全体で、子どもや子育て家庭を見守る体制づくりを推進します。また児童生徒の登下校時の安全確保のため「子ども110番の家」の推進と制度の充実に努めます。
- (オ) 放課後児童会の運営の充実を図るため、施設環境の改善や指導員の指導力向上を推進します。
- (カ) 子ども会育成会連絡協議会・青少年相談員等の事業を援助し、青少年の健全育成の推進に取り組めます。

コメント [変更理由10]: 子ども・子育て分野における相談支援・情報提供の取組内容を示すため追加する。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標2 認めあい、支えあい、助けあえるまち

基本施策3 市民協働と地域課題の共有

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- 地域福祉活動は、地域の主体性が必要な活動です。本計画はその一助として、活動方法や課題を取りまとめたものであり、事業の数値進捗だけではなく、様々な活動の結果を計画の推進成果と考えることが大切です。
- 本計画の策定を、活動の取組のきっかけとする地域や団体があることも想定されるため、本市の地域福祉の指針として、広く市民や地域、関係団体等に周知される必要があります。
- 元気な高齢者が増えている中、ニッポン一億総活躍プランに基づき、従来の支援される側から支援する側へ、高齢者の役割と意識の転換が求められます。

□ 施策の考え方

- 社協を中心に、自治会等の地域団体や、民生委員・児童委員等の社会団体の福祉活動を促進し、積極的な支援の体制づくりを図ります。
- 事業所・団体等との連携を強化し、立地する地域内への情報発信や、施設利用者や地域住民との交流を促進します。
- 高齢者の社会参加ニーズが増加していることから、地域活動への積極的な参加を促し、高齢者の社会参加につなげます。
- 認知症サポーターの養成など、地域との日ごろからの連携や、市民の協力が不可欠な分野での福祉意識の啓発を図ります。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 介護予防や認知症サポーター養成など、自らが取り組める活動やサービスを積極的に活用し、心身ともに健康な生活が送れる環境づくりに努めます。
- 障がいや法制度、障がい者の日ごろの生活等への理解を図り、日常生活や地域活動への障がい者の積極的に参加しやすい環境づくりに努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 団体活動への高齢者の積極的な参加を図り、地域福祉の推進に努めます。
- 障がいを理由にした不当な差別をせず、それぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮に努めるとともに、障がい者の地域活動への参加促進に努めます。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- 習志野市が提唱する「一市民、一ボランティア」を推進するため、地域福祉に関わるボランティア活動や市民活動の推進に取り組めます。また社協支部活動は、様々な地域課題を市民の手で解決する仕組みとして、市民参加型家事援助等サービス事業や地域福祉フォーラム（地域福祉懇談会）を行ってきました。これらの活動をさらに発展的に継続していくため、担い手となるボランティアを募集していきます。
- 関係機関と連携をしながら、ボランティア活動に取り組やすく、そのボランティアが継続的に活動できる環境づくりに努めます。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標2 認めあい、支えあい、助けあえるまち

《公助》 市 が取り組むこと

- (ア) 市民、市民活動団体、企業、学校等が協力・協調し、地域課題を解決するという「市民協働」の基本的な考え方の理解を深めるとともに、市民との協働を進めながら、地域福祉の充実に努めます。
- (イ) 福祉団体間の連携を図るため、地域で活動する町会・自治会等、ボランティア団体、NPO法人等を交えて情報交換及び協議を行う新たな地域ネットワークの構築を検討します。特に地域福祉の中核的な存在として事業を展開している社協とは、連携体制を強化していきます。
- (ウ) ボランティアやNPO法人等の市民活動団体に携わりたい市民を育成し、活動しやすい環境を整備するとともに、ボランティア・市民活動センターと連携し、情報交換・交流等の推進に取組みます。
- (エ) 事業者を対象としてバリアフリー等のハード面の整備や従業員のバリアフリー教育等障がいに対する理解と知識の普及に努めます。また障がいのある人にやさしい事業活動のあり方について検討し、民間事業者、NPO法人等との協力体制の推進に取組みます。
- (オ) 男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進するため、ステップならしの（男女共同参画センター）登録団体による連絡会の実施等を支援し、登録団体間におけるネットワークの構築に取組みます。
- (追) ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発を通し、あらゆる人が活躍できる環境整備を推進するため、時節にあったテーマを設定した講演会を実施し、できるだけ多くの企業・労働者に参加してもらえるように取組みます。

コメント [変更理由11]: 習志野市男女共同参画推進条例等に基づき関連する周知啓発事業について、主要な取組の内容を追加する。

基本施策4 権利擁護と福祉・人権教育の推進

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- 誰もが障がいの有無や性別などで差別されない地域社会づくりを目指すため、一人ひとりの固有の権利を守り、互いを尊重できる人格の形成が求められます。
- 社会問題が多様化しており、個人の権利をめぐる課題も複雑であり、解決のためには、複数の専門機関や団体が効果的に連携していくとともに、相談窓口や緊急連絡等の初期対応の仕組みを整えていく必要があります。
- 現在の福祉制度は、支援を必要とする人が、自ら必要とするサービスを選択し、社会で自立した生活を送ることが基本となっていますが、認知症や障がい等により、必要なサービスを選択できない人もいます。高齢化の進展により、今後認知症高齢者の増加が予想される中、判断能力に不安が生じた人が必要な支援を切れ目なく受けられるよう事業を充実させていく必要があります。
- 本市では、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人を対象とした成年後見の市長申立てや成年後見制度利用に伴う費用の助成を行うなど、適切なサービス利用の促進を図っています。

□ 施策の考え方

- 地域における支え合いは、お互いの人権を尊重することが基本であり、地域福祉の推進のため、すべての世代に対する人権意識の啓発に努めます。
- あらゆる市民が、人間らしい生活を送る権利を保障され、必要な援助を受けることができるよう、権利擁護の仕組みを充実し、保健福祉サービスを円滑に利用するための相談体制の整備、緊急時の対応体制の整備などを進めます。
- 判断能力が不十分な方に対する市民後見人の養成や本市が実施主体となる利用支援事業など、成年後見制度の利用促進に関わる施策を計画的に推進します。
- 単身高齢者世帯が増える中で、判断能力が不十分な方のうち、成年後見制度の活用には至らない程度の方については、日常の見守りなどの生活支援に加えて、適切な金銭管理を支援することにより、その人らしい生活が送られるように取組みます。
- 自殺対策と各福祉分野に共通する必要な取組として、状態が深刻化する前に早期発見ができる地域づくりや誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等を推進します。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 権利侵害の可能性や、虐待等の事件性の高い状況について、関係機関への連絡・通報に努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 権利擁護の体制や仕組みづくりに取組、サービス等提供側の権利意識の向上に努めることで、利用者や参加者の権利を守ります。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- 関係団体と連携を図りながらサービス利用に結び付いていない要支援者の把握に取り組めます。また、判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用方法について、地域住民や、民生委員・児童委員、福祉事業者等への周知を図るとともに、利用促進に取り組めます。

《公助》 市 が取り組むこと

(ア) 配偶者暴力相談支援センター等 DV に関する相談窓口について、チラシ等の配布や広報紙、市ホームページ等の掲載により周知に努め、DV 被害者を支援します。

(追) 自殺対策推進計画を策定し、横断的な支援や体制を展開します。

コメント [変更理由12]: 新たに策定する自殺対策推進計画について追加する。なお本市では「健康なまち習志野」に内包する。

(イ) 様々な事業を通して、関係機関と連携を図り、虐待の予防、早期発見に努めます。高齢者に対する虐待については「地域包括支援センター」が、障がい者に対する虐待については「障がい者虐待防止センター」が中心となって、民生委員・児童委員や関係機関と連携しながら継続的な支援を行い、適切に対応します。

(追) 後見人等の活動の支援、相談体制の整備をするために、成年後見センターを中核としての役割を整備するとともに、権利擁護・成年後見制度に関する周知啓発、情報提供を行い、福祉や法律に関する専門職団体や関係機関、地域住民等との連携ネットワーク構築を推進します。

コメント [変更理由13]: 成年後見制度について、取組の内容を追加する。

(ウ) 子どもへの虐待については、養育支援家庭訪問事業や子育て支援相談室での相談・支援をするとともに、児童相談所との連携を図り対応します。さらに、「ならしのこどもを守る地域ネットワーク」では関係機関との連携強化に努めるとともに、研修等を開催し、児童への虐待防止に取組みます。

(追) 各学校において、人権教育担当者を中心として、学校経営や全ての教育活動に「大切な自分 大切なあなた」の視点で取組みます。また、LGBTの理解を深めるため、具体的な内容を検討するとともに、学校内に人権を考える図書コーナーを設置します。

コメント [変更理由14]: 学校教育における、近年の動向を踏まえた人権教育の内容を追加する。

(エ) 人権擁護委員による人権相談の広報、周知に努め、相談利用の促進に取組みます。また学校教育の一環として人権擁護委員による人権教室を実施します。

(オ) 幼児期からの発達段階を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう、人権教育の機会を提供します。特に、学校教育においては、学校教育活動全体を通じて「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」という人権尊重の意識を高めるよう教育指導や学校運営に努めます。

基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

基本施策1 地域のニーズに対応したサービス提供の促進

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- 自主的・実践的な地域福祉活動が展開されていくためには、地域における福祉活動に取り組む多様な団体や組織の連携や連絡交換、情報の共有などが活発に行われることが大切です。
- またそのような助け合いの輪を基盤として、近隣市民や関係団体・機関等の声かけや訪問などによる日常の見守りや家事援助等が行われるとともに、安否確認等を通じて、孤独死や虐待等に関する問題の早期発見・解決を図ることが大切です。
- 今後ますます支援が必要な人の増加が見込まれるなか、助け合い、支え合いの輪を広げるためには、地域で多種多様な活動を行い、活躍する団体やボランティア等の活動内容の周知を図るとともに、民生委員・児童委員や近隣市民、自治会等が協力・連携し、情報を共有し合う見守りネットワークづくりが必要です。
- 本市では、分野別の各協議体等において、ニーズや地域課題の調整、議論が行われており、関係団体との連携により、支援のネットワークづくりに取り組んでいます。
- 社協では、家事援助サービスを実施しており、高齢者を中心に家庭での生活支援や見守りを通して地域課題の把握に努めています。

□ 施策の考え方

- 地域で暮らす人が悩みを抱え込んで地域で孤立しないよう、各分野において見守りと支え合いのネットワークの充実を図ります。
- 支援を必要とする人の程度に応じたサービスが提供されるよう、事業所に限らず様々なサービス提供主体を育成し、その活動を支援していきます。
- 事業者に対し研修の実施や指導を行うとともに、第三者委員の活用や、外部評価の仕組みを取り入れる等、福祉サービスの質の向上を図ります。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 地域における助けあいにより、お互いの在宅生活を支えあい、地域主導・市民主体の地域福祉の推進に努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 地域のニーズを把握するとともに、自らが取り組める専門分野について、積極的に活動します。
- 自らできる分野について不足している福祉サービスの拡充に努めます。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、行政や関係機関と連携を図りながら、福祉サービスの充実やニーズに対応したサービス提供の促進に取り組んでいきます。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

《公助》 市 が取り組むこと

(ア) ケースワーカーは、福祉・保健・医療・教育等それぞれの分野のサービスを十分に把握してサービスを必要としている人のケアマネジメントが行えるよう、資質向上に努めます。

(追) 年齢や障がい、経済状況などにより、住宅の確保に困難さを抱える住宅確保要配慮者に対して、住宅セーフティネット法に基づき賃貸住宅の供給を促進し、円滑な入居のための支援体制を構築します。

(追) 苦情処理の対策として、第三者委員の周知と活用を指導します。また、サービス提供方法等について、外部評価等の仕組みを取り入れ、質の向上を図るよう努めます。

(追) 公的サービスを利用する際の入口となる介護保険制度のケアプランや、障がい福祉サービスの利用に係るサービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成体制の充実に努めます。

(イ) 地域ケア会議においては、地域包括支援センターの担当圏域ごとに、高齢者に対する多職種の協働によるネットワークを構築し、ケアマネジメントの支援や地域課題の把握に努めます。

(ウ) 障がい者地域共生協議会を中心として、各相談支援機関相互の連携及び関係機関等との連携を密接にし、課題の情報共有を図るほか、個別事例の検討等により抽出された地域における福祉的な課題についての情報共有や解決に向けた取組を行います。

(追) ならしのこどもを守る地域ネットワーク会議においては、地域の関係機関等が連携し、支援を要する子どもやその家庭に関する情報や課題を共有し、支援の内容に関する協議を行います。

コメント [変更理由15]: 住宅セーフティネット法に基づき取組の内容を追加する。

コメント [変更理由16]: 改正介護保険法等における第三者評価の強化について、取組の内容を追加する。

コメント [変更理由17]: 改正介護保険法等に基づき取組の内容を追加する。

コメント [変更理由18]: 子ども・子育て分野における取組の内容を追加する。

基本施策2 地域の防災・防犯体制の推進

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- 近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の意識もこれまでにないほど高まっています。また、地域において、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人市民等、誰もが災害時に適切な支援を受けることができるよう、市と自治会等が連携し、日頃からの見守り体制づくりが必要となります。
- 地域におけるコミュニティ意識の希薄化により、地域ごとに防災・防犯への取組や活動内容等に違いが出てくることから、改めて地域内での結びつきの再構築が求められています。
- 本市では、「地域防災計画」に基づき、自主防災組織を立ち上げ、防災に対する意識の向上に努めてきました。しかし、法制度に基づく情報収集・提供に制限があるため、支援が必要な世帯や個人の把握が困難となっており、任意による情報の収集、連絡手段の構築が求められます。
- 社協では、災害時の災害ボランティアセンターの立ち上げや訓練、研修などを通し、災害発生時の迅速な支援体制の確立に努めています。

□ 施策の考え方

- 自助・共助・公助による支援体制のあり方を検討し、防災・防犯といった緊急時の支援について、自主防災組織等の共助による地域活動を促進します。
- 地域の防災力を高めるため、防災の啓発や、災害時に支援が必要な人等も参加した防災訓練等を実施し、減災の対策を進めます。
- 避難行動要支援者の把握に努め、関係団体等と連携した、緊急時の支援体制を構築します。災害に備え、高齢者や障がい者、乳幼児、外国人市民等の災害時に特別な配慮が必要となる要配慮者の支援体制を充実します。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 困っている人への声掛けや、登下校中の子どもたちへのあいさつを行い、地域の見守りに努めます。
- 防災・防犯組織へ積極的に参加し、地域の安全づくりに努めます。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 各組織で管理している支援が必要な世帯や個人については、組織内において緊急時の対応を徹底し、支援の漏れがないように努めます。
- 防災や防犯体制の構築にあたっては、団体として連携・協力が可能な部分において、地域や行政と調整を図るよう努めます。
- 交通不便の解消を図るため、ボランティアの立ち上げや、団体の活動内容への追加等を検討し、支援を必要とする市民の社会参加の促進に努めます。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- 悪徳商法による消費生活問題や、身近な生活上の課題（高齢者の健康、地域のバリアフリー、終活問題等）を、社協支部で実施している地域福祉懇談会やふれあい・いきいきサロン等で話題として取り上げ、地域で予防を図るきっかけづくりに取り組みます。
- 災害発生時に、災害支援活動に重要な役割を果たす災害支援団体・行政・関係機関等と連携を図りながら、災害ボランティアセンターを運営します。

《公助》 市 が取り組むこと

(ア) 「習志野市地域防災計画」に基づき、市域における防災・減災に努めます。併せて、防災活動の担い手の中心である自主防災組織の拡充と強化に取り組めます。

(追) 災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て、平常時から避難支援等関係者に情報提供することや、災害時における情報収集が難しい視聴覚障がい者に対する情報発信を行います。

コメント [変更理由19]: 避難行動要支援者名簿の活用に関する取組の内容を追加する。

(イ) 災害発生時の迅速な情報伝達のため、防災行政無線、市ホームページ、緊急情報サービス「ならしの」、習志野市公式ツイッター等複数の情報伝達手段を整備しています。特に、防災行政無線の難聴地域や聴覚障がい者の対策として有効な緊急情報サービス「ならしの」の理解浸透を図り、登録者数の増加促進に努めます。

(ウ) 市民、事業者、警察、市等が情報を共有化し、町会・自治会等、関係機関・団体等との連携強化を図り、地域ぐるみの防犯体制を充実させ、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。また、犯罪防止のため、町会・自治会等、警察等と連携し、地域の防犯パトロールの強化に取り組むほか、青少年防犯ボランティア「キラット・ジュニア防犯隊」の活動支援に取り組めます。

(エ) 児童・生徒の緊急避難場所を確保し、不審者出没の抑止力とするため、「子ども110番の家」の推進を図るとともに、子どもたちが自分の身を守るためにどうしたらよいかを考え、行動できるように、防犯教育に取り組めます。

(追) 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応を推進するために要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携を図ります。

コメント [変更理由20]: 子ども・子育て分野における取組の内容を追加する。

(オ) 悪徳商法及び消費者トラブルに対し日常から注意を喚起し、消費生活相談につなげ、被害の未然防止や早期解決に取り組めます。また、市の多重債務問題対策庁内連絡会や庁内ネットワーク等により、消費者問題の解決に向けての組織間の連携及び支援体制の充実に取り組めます。

基本施策3 施設と生活のバリアフリー化

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- バリアフリー新法に基づき、ユニバーサルデザインを標榜し、誰もがくらしやすいまちづくりを目指した都市計画を推進していく必要があり、地域によっては公共交通に頼らない方法での移動・外出手段により、社会参加を促進していく必要があります。
- 地域福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民相互の連帯が不可欠です。本市では、障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、啓発活動を積極的に推進するとともに、心のバリアフリーやノーマライゼーション、ソーシャル・インクルージョンの浸透を図ってきました。
- 社協でも、福祉教育を推進し、さまざまな立場を理解する機会を提供するとともに、各種事業や講座などを通じ、ノーマライゼーションやソーシャル・インクルージョンの理念の浸透を図りました。

□ 施策の考え方

- 高齢者や障がい者、子どもといった年齢や身体機能の差によって、生活環境が異なることがないようにユニバーサルデザインによるまちづくりに努めます。
- 外出や交流の機会づくりを図るため、移動交通手段の提供、サービスの実施を検討し、地域への社会参画を促進します。
- 市民生活や暮らしの中で、市民一人ひとりの心のバリアフリーを促進し、住みよい社会づくりに努めます。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 「ハッピーバス」等の公共交通機関や移動に関する福祉サービス等を積極的に利用し、外出に心がけます。
- 利用しづらい公共施設等があった場合、行政等に対して改善のための意見・要望を伝える等、生活しやすい環境を求めていきます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- バリアフリーという視点で地域の状況を確認し、課題についての対応、行政や関係機関へ申し入れを行う等、生活環境のバリアフリー化に取り組めます。
- 違法駐輪や違法駐車、歩道をふさぐ障害物等、移動・交通を阻害するものに対し、地域で声をあげて、防ぐ努力をします。
- 生活する上で便利な地域情報を提供し、困っている人がいたら声をかける等、小さな心配りをすることで生活上の「障がい」がなくなることを意識し、お互い助けあう地域をつくるような活動をします。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- 当事者の生の声を届ける福祉の出前講座や疑似体験等、当事者に寄り添い支えるための福祉体験の実施を通して、すべての人々にバリアフリーに対する理解を広めていきます。また、公共交通機関で移動が困難な人の社会への参加を促進するため、福祉車輛の貸出し等を行います。

第5章 目標別の施策の展開

基本目標3 安全で安心して住み続けられるまち

《公助》 市 が取り組むこと

(ア) 生活の中で障がい者、高齢者、小さいお子さん連れ等が必要とする配慮を周知するとともに、一人ひとりのできる範囲で、適切な配慮ができるよう啓発します。

(追) 習志野市バリアフリー移動等円滑化基本構想の実現のため、公共施設の新築、改築時や道路の新設、改修時には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、バリアフリー化に努めます。

(追) 習志野市住生活基本計画に基づき、市営住宅の役割を見直すとともに、市営住宅等のストックを長期的に活用していくための大規模改善や長寿命化型改善等具体的方策を検討・計画し、高齢者等が安心して住むことができる住宅の供給を推進します。

(追) 行政機関において、障がいを理由とする差別の解消の推進のため、不当な差別的取扱いを行わず、合理的配慮を提供する責務を果たせるように窓口対応します。

(イ) 民間事業者に対しては、移動等円滑化基準、千葉県福祉のまちづくり条例、ユニバーサルデザインの取組等を周知し、高齢者、障がい者、訪日外国人へ配慮した取組が一層促進されるよう普及啓発活動に取組みます。

(ウ) 「ハッピーバス」を、今後も継続して運行できるよう、利用者の増加に向けた一層の周知やサービスの充実についてバス事業者と連携を図りながら、効率的な運行を推進します。

(エ) 市広報紙、市ホームページ等を利用して放置自転車及び路上放置物防止のための啓発活動を推進するほか、放置自転車の定期的な撤去を実施し、効果的な対策を講ずることで放置自転車台数の削減に取組みます。

(オ) 路上放置物パトロールを強化するほか、車イス使用者用駐車場の適正な利用及び点字ブロック上の障がい物の除去等に関する市民への意識啓発に取組みます。

コメント [変更理由21]: バリアフリー移動等円滑化基本構想に関する取組の内容を追加する。

コメント [変更理由22]: 習志野市住生活基本計画に関する取組の内容を追加する。

コメント [変更理由23]: 差別解消法に基づく理念をサービス提供の原則とする

基本目標4 ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

基本施策1 地域福祉を推進する人材の育成

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- 地域活動の後継者不足は慢性的な状況にあり、どのような団体でも課題を抱えています。そのため、よりバランスのよい組織運営になるよう、役割分担が偏らない運営体制や協議方法などを検討し、適宜見直していくことが求められます。
- 元気な高齢者が増えてきたことで高齢者の社会参加は進んでいますが、その反面、若い世代の参加が少ない状況にあります。子どもの頃からの福祉への慣れ親しみや、その保護者の参加など、より若い世代に向けた参加の仕組みを検討する必要があります。
- 障がい福祉や高齢者福祉等の個別分野において、引き続きボランティアの確保が求められているとともに、保育や介護等に従事する福祉人材として、専門的な知見を有する人材の確保と育成が重要となっており、地域活動支援とともに、より高度な支援を可能とする担い手の育成が求められます。
- 社協は地域における福祉活動の中核的組織であり、活発な活動が期待されますが、活動する地域によっては活動内容や必要とする支援に違いがあります。そのため、関連団体と連携を密にし、より地域にあった活動を進める必要があります。

□ 施策の考え方

- 地域を担う人材の育成と確保は急務であり、活動の見直しや役員負担の解消、効率的な活動・運営等、安心して継続した活動ができるような仕組みづくりを進める必要があることから、各団体や社協と連携し、人材の発掘・育成等に努めます。
- 教育の場において、子どもへの福祉教育に取組、地域福祉を身近なものと感じてもらえるように努めます。
- 福祉に関わる各種講習会や講座等を通じて、地域に暮らす全ての人が、地域から支えられる存在であると同時に、地域を支える重要な一員であるという意識を持てるよう、児童・生徒、学生を含む若年の世代にも焦点を当て、地域福祉活動の担い手となる人材を育てていきます。
- 事業者や団体等への情報収集・発信等に努め、不足する専門的な福祉人材の確保・育成を図ります。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 地域福祉への興味を持ち、参加者から参画者へとすることができるように努めます。
- 市民や地域、特に子どもの頃から福祉（ボランティア）に親しむ機会を増やし、福祉を身近に感じるように努めます。
- 地域での活動は支え合いで行い、参加者みんなで協力した活動に努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 各団体役員にそれぞれの活動趣旨を説明し、各組織の役割等を互いに理解することで、地域内での活動や連携をスムーズなものとするように努めます。
- 後継者や中核となる人材等の育成に中長期的に取組、負担が特定の個人へ集中しにくい組織運営の検討に努めます。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- ボランティア・市民活動センターの運営により、ボランティアの育成を行うとともに、情報マッチング・コーディネート機能を強化し、ボランティア活動をしやすい環境整備を行います。
- ボランティア活動参加へのきっかけとして、ボランティア養成講座を開催し、実際のボランティア活動へとつなげられるよう講座終了後のフォローアップを行います。また、ボランティア活動に携わっている人に向け、さらに専門的な知識や技術を習得する場となるような講座メニューを提供していきます。
- 社協支部をはじめとする地域福祉活動を推進する人材を育成するため、福祉教育の推進や各種イベント、講座を通じて、地域住民の福祉意識の向上に取り組めます。

コメント [変更理由24]: ボランティア活動の支援内容を追加する。

コメント [変更理由25]: 同上

《公助》 市 が取り組むこと

(追) 地域福祉計画を題材として、地域における支え合いの重要性を啓発し、世代にかかわらず、多くの市民が地域活動や地域福祉活動に対する関心が高まるよう周知啓発を図ります。

コメント [変更理由26]: 本計画の周知啓発に関する内容を追加する。

(ア) ボランティア人材の育成・支援等のため、習志野市民力レッジを中心に、福祉人材の地域への還元に取り組むとともに、社協と連携し、養成講座等の周知・啓発事業等に協力し、専門的ボランティアの育成を支援します。

(追) 犯罪者の更生を助け、明るく住みよい地域社会を実現するため、引き続き、保護司の活動を支援します。また、人権思想の普及啓発を推進するために、引き続き、人権擁護委員の活動を支援します。

コメント [変更理由27]: 人権擁護委員に関する取組の内容を追加する。

(追) 民生委員・児童委員に対して、地域住民への相談・支援活動が行えるような基本的知識の習得に係る研修を実施します。

コメント [変更理由28]: 民生委員・児童委員に関する取組の内容を追加する。

(イ) 判断能力の不十分な成年被後見人等の財産管理とともに、様々な地域における福祉活動と連携しながら、身上面の充実に配慮できる市民後見人を養成します。

(ウ) 町会・自治会等、福祉団体等の活動を支援するとともに、様々な事業や講座を通じて積極的に活動を周知し、活動参加者の増加を図り、人材の発掘に取り組めます。

(追) 聴覚障がい者のコミュニケーション支援やボランティアの育成を図るため、手話通訳者や要約筆記者の人材育成を行います。

コメント [変更理由29]: 障害者総合支援法に基づく取組の内容を追加する。

(追) 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するために、講師（キャラバン・メイト）を派遣し、「認知症サポーター」を養成します。

コメント [変更理由30]: 厚労省の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の策定により、本市における認知症支援施策の取組を追加する。

(エ) 地域における子育て支援をさらに推進していくため、子育て支援に関わっている団体等と情報交換を行うとともに問題点・課題を共有し、連携を図りながら、地域における子育て支援をさらに推進します。

基本施策2 福祉意識の啓発・周知の推進

□ 第2期計画にあたって（社会的な背景）

- 本計画の策定を、活動の取組のきっかけとする地域や団体があることも想定されるため、本市の地域福祉の指針として、広く市民や地域、関係団体等に周知される必要があります。
- 地域でのつながりや助け合いを再構築するには、地域住民自身が地域の課題を発見し解決していこうという「我が事」の意識を持つことが必要です。
- 障がいや理由とする差別を解消するための措置等が定められた、障害者差別解消法等の各分野の制度の施行や改正に伴い、市民に対し、制度の理解促進が重要となります。
- 市内にある事業所や団体、人材は、地域福祉の推進を図る上での貴重な社会資源であり、福祉分野への活用・連携を促すとともに、事業者や団体の活動や取組の周知が求められます。
- 本市では「市民協働」を政策の重点として推進しており、社会福祉分野での市民や地域との連携・参画、社協を通じた地域活動の活性化や地域課題の収集など、地域意識を高めるとともに、地域における活動への積極的な参加を促進してきました。

□ 施策の考え方

- 社協を中心に、地域団体や、民生委員・児童委員等の社会団体の福祉活動を促進し、積極的な支援の体制づくりを図ります。
- 講座や講演会、研修等を通し、各種制度の理解促進を図るとともに、障がい者や外国にルーツを持つ人々への理解を深め、また、人権についての意識を高めることができるよう、福祉意識の啓発に努めます。
- 市内事業所・団体等との連携を強化し、地域内への情報発信や、施設利用者や地域住民との交流を促進し、市民の福祉意識の醸成を図ります。

□ 主要な取組の概要

《自助・共助》 **市民** や **地域** が取り組むこと〔主体：地域団体・地域住民〕

- 日ごろから地域活動や外出・交流の機会を設けることで、自分の「できること」「してもらいたいこと」を認識し、福祉ニーズを意識するように努めます。
- 身近な地域活動に参加し、地域福祉に関心を持つように努めます。

《共助》 **団体等** が取り組むこと〔主体：福祉団体・ボランティア・事業者〕

- 諸活動の実施にあたっては市民・地域の意向を把握し、取組が地域の福祉向上に寄与するように努めます。
- 地域における福祉活動や行事へ積極的に参加、連携し、地域との交流や、利用者と地域の接点づくりに努めます。

《共助》 **社協** が取り組むこと

- 地域住民が、地域福祉活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、以下のとおり福祉意識の啓発に取り組めます。
 - ・社協支部が実施している様々な活動への参加・協力の促進
 - ・当事者の生の声を届ける福祉の出前講座の開催
 - ・擬似体験をきっかけとした、当事者に寄り添い、支えるための福祉体験の実施
 - ・市内各所で行われているボランティア活動の情報提供
 - ・広報紙「ふくし習志野」やホームページを用いた地域福祉に関する取組や身近な活動事例の周知

第5章 目標別の施策の展開

基本目標4 ともに生きる社会を推進する担い手が育つまち

《公助》 市 が取り組むこと

(追) 社協と連携し、地域福祉に関する説明会や出前講座等を開催し、計画の理解と事業への参加を促進するとともに、地域の課題を地域で解決するという意識づくりを進めます。

(ア) 市民活動の拠点として活動してもらえよう市民協働インフォメーションルームの活用方法など分かりやすくPRし、利用しやすい環境づくりに努めます。また、様々な施策の中で、ソーシャル・インクルージョンを意識した取組を推進します。

(イ) 障がいに対する正しい理解を深める一助として、市民ニーズと福祉の現状に合った「障がい者啓発講座」の質の向上に取組みます。また、福祉関係講座では、福祉サービス及び制度の案内に加えて、障がいに対する市民理解を促進する内容を強化します。障がいを理解し、障がいの有無によらず互いの交流を深める機会を多く提供するため、体験講座やスポーツを含めた様々なテーマのイベントを開催します。

(ウ) 小中学校における福祉学習を一層充実させ、障がい及び障がいのある人に対する理解を促進します。また障がいのある人及び障がい者団体との調整を図り、福祉教育の現場に障がいのある人が参加することで一層高い効果が得られるよう学習活動を支援していきます。

(オ) 市民が認知症を正しく理解し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を温かく見守る応援者（認知症サポーター）となるための「認知症サポーター養成講座」を広く実施します。

(カ) 人権啓発パンフレットの配布や人権擁護委員の人権啓発活動を支援し、互いを思いやることのできる市民像の実現に取組みます。また、子どもや高齢者、障がい者、外国にルーツを持つ人々等誰もが気軽に参加できるイベントの開催や「人権週間」を通して、人権意識の啓発を図ります。

(キ) 仕事と生活の調和を図り、育児や介護等の個々の生活ニーズに即した働き方ができるよう、育児・介護休業制度の導入や職場環境の整備等、事業者の取組の促進を図るとともに、勤労者への周知に取組みます。

(ク) 各種施策や窓口等の対応において、配慮が必要な人への適切な配慮ができるよう職員の研修に取組みます。

コメント [変更理由31]: 地域福祉計画の理念の周知、啓発を図るための取組を追加する。

資料

第1節 策定協議・検討に係る資料

第2節 習志野市地域福祉計画策定地域会議

第3節 習志野市地域福祉計画策定庁内検討委員会

第4節 社会福祉法（抜粋）

第2期習志野市地域福祉計画（素案）

発行年月：令和2年3月

発行：習志野市

編集：習志野市健康福祉部 健康福祉政策課

所在地：〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話：047-451-1151（代表）